

審議の経過

本委員会は、平成17年9月29日に津地区合併協議会会長からの審議検討依頼を受け、平成18年1月1日発足の新「津市」の特別職の報酬等の額について3回にわたり審議検討を行った。

審議の過程において、今回の合併は、全国でも例の少ない広域合併であり、新「津市」は人口では30万人に近く、面積では白砂青松の海岸から奈良県境の山間部まで約710平方キロメートルの広大な市域を擁する県都として、高度な都市機能を有するとともに中部国際空港への海上アクセスを通じての国内・海外への玄関口ともなる機能をも有し、名実ともに三重県の中心都市として県勢の発展を先導する役割が求められるところとなった。

新市まちづくり計画においては、新「津市」の将来像を「環境と共生し心豊かで元気あふれる美しい県都」と定め、地方分権の時代に自律した都市としてのまちづくりを進めていくこととしており、市政運営に伴う議員や市長等特別職の職務や役割はますます多様化し、高度な政策能力が必要となること、また、議会の議員及び市長等特別職の人数は合併に伴って大きく減員となり、市域の拡大に比してその職責は一層重いものとなることから、新「津市」の議会議員及び市長等特別職の報酬・給料の額の検討に当たっては、三重県の中核をなす県都としてふさわしい水準にする必要があるとの強い意見が出されたところである。

本委員会としては、市町村合併を間近に控える状況を踏まえ、慎重に審議検討を行った結果、議会の議員等及び三役の報酬（期末手当を含む。）等の額、三役の退職手当の算定方法、議会の議員の費用弁償の額及び政務調査費の額については、10の構成市町村のいずれも社会経済情勢に応じて額を見直してきているが、現行の津市においては、これまでも県庁所在都市としてその時々々の財政環境や類似する他都市の状況等を広く勘案して決定してきていること、また、全国の他の合併事例においても、合併時には構成市町村の中心となる都市の例を基に決定してきている状況であることから、基本的には、現「津市」の報酬等の額をベースに最近の社会情勢等を考慮して検討することとした。

1 新市の市議会の議員の報酬の額及び市長等の給料の額について

現行の津市の水準を基に検討する場合、現下の社会経済情勢においては一部に景気回復の動きはあるものの依然として厳しい状況は変わりなく、本年8月の人事院給与勧告でも民間賃金との格差を解消するために、月例給については0.36%の引き下げが勧告されたところである。

一方、市町村合併により、議会の議員及び市長等特別職の職務は質的にも量的にも拡大することになりこれに見合う引き上げの検討が必要になる。

しかしながら、現段階においては合併後の新市の財政状況を正確に把握することは難しいものの、合併に伴い新市の財政力指数は現行の津市の数値から低下することは間違いなく、一層の行財政改革に取り組む姿勢が求められるところである。

これらの要素を総合的に勘案すると、議会の議員の報酬の額及び市長等の給料の額につい

ては、合併時においては現行の津市の水準で据え置くことが適当であるとの結論に達した。

また、市長職務執行者の給料の額については、市長が選出されるまでの期間において、市長と同等の職務を行うものであり、新市の市長と同額が適当であるとの結論に達した。

なお、合併後において、行財政改革を積極的に推進され、財政状況を表す指数等も見据えた上で、その時々々の社会経済情勢に適応し新「津市」に相応しい報酬等の額の検討をされたいとの意見があったことを付け加えておく。

2 新市の市議会の議員及び市長等の期末手当の年間の支給月数について

現行の津市の水準を基に検討する場合、津市をはじめ9の構成市町村においても一般職の国家公務員に係る人事院給与勧告に準拠して改定してきていること、また、全国の類似都市等においても同様に改定してきていることから、本年の人事院給与勧告の内容を踏まえ、議会の議員及び市長等の期末手当の年間の支給月数については、0.05月分を引き上げ、議員については4.00月を4.05月に、三役については4.40月を4.45月に引き上げが適当であるとの結論に達した。

3 新市の市長、助役、収入役及び市長職務執行者の退職手当の算定方法について

現行の津市の水準を基に検討する場合、市長については県内の市では一番高く、全国の合併した類似都市等の例をみても、比較的上位の額で平均を超えているが、助役、収入役は平均の額を下回る状況である。

新「津市」においては、三重県市町村職員退職手当組合への加入も検討することとしており、この議論を踏まえる必要があることから、合併時においては、現行の津市の水準とすることが適当であるとの結論に達した。

また、市長職務執行者の退職手当の算定方法については、給料と同様に新市の市長と同額の算定方法とすることが適当であるとの結論に達した。

4 新市の市議会の議員等の費用弁償の額について

現行の津市の水準を基に検討する場合、津市では1日当たり定額(3,000円以内)であるが、久居市においては定額から距離に応じた交通機関相当額に改正してきていること、また、新「津市」は面積が現行の「津市」の約7倍となり議員の活動範囲も大きく拡大することから、住居地から議場への距離に応じた額となるよう見直しを行った。

費用弁償のうち、公務雑費として認める部分は現行の津市の費用弁償に関する規定に準じて1,500円(1/2)を残し、これに加え距離に応じて車賃相当額として、片道8キロメートル以上の場合に8キロメートルまでごとに600円を加算する額で調整を行った。

5 新市の市議会の政務調査費の額について

政務調査費については、10の構成市町村では、津市と久居市の2市が平成13年度から支給している。現行の津市の水準を基に検討する場合、県内の市では四日市市に次いで、桑

名市、鈴鹿市と同額の5万円である。県庁所在地の類似都市と比べると、最高が福井市の15万円、次いで山形市の14万円、福島市、前橋市の10万円と続いており、低い方から4番目という位置にある。

また、政務調査費に関し津市と久居市の執行状況をみると、執行率も70数%から90数%で推移し、毎年度適切に執行、精算されていると認められるとともに、交付目的と用途基準に則して現行の額内で有効に活用されており、議員活動及び会派活動に十分寄与していると思われる。

これらの要素を勘案すると、新市の議会の議員にあっては活動範囲の広がりとともに、多様な議員活動が予想されるが、報酬の額の場合と同様に、合併時においては現行の津市の水準が適当であるとの結論に達した。